

第1回石狩市地域計画策定検討委員会  
令和6年7月18日(木)15時00分～  
石狩市役所 2階 201会議室

第1回 石狩市地域計画策定検討委員会 議事録

日時 令和6年7月18日(木)15時00分～15時40分  
場所 石狩市役所 2階 201会議室  
出席者 佐々木一真委員長、吉田雅人副委員長、細川航委員、川田誠二委員、和島厚司委員、  
阿岸哲広委員、松浦裕司委員、小森基文委員、源常好行委員、堀井謙太郎委員、  
南部美奈委員、木澤愛彦委員  
事務局 農政課長 東薫、農政課主査 鈴木啓之、農政課主査 加藤友紀、  
農政課 梶浦幸大  
欠席者 橋本健太委員、渡辺善仁委員  
傍聴者 なし

《次第》

1. 開会
2. 議事  
(1) 協議の場における協議結果について  
(2) 地域計画の策定について
3. その他
4. 閉会

=====協議内容の記録(協議経過、質疑、意見等)=====

※以下の質疑・意見については、○委員発言要旨、●事務局発言要旨

1. 開会
2. 議事  
(1) 協議の場における協議結果について〔資料1〕(事務局鈴木より説明)

※説明 略

【質疑】

特になし

- (2) 地域計画の策定について〔資料2〕(事務局鈴木より説明)

※説明 略

【質疑】

- (佐々木委員長) 策定手順について、具体的な時期等決まっているのか。
- (事務局鈴木) STEP1は8月の農業委員会総会に間に合うように、STEP2は11月、

12月に開催する次回会議をSTEP3とし、STEP4・5は3月を予定している。

- （佐々木委員長） 時期について了解した。
- （吉田副委員長） STEP2の素案作成時期について11月で了解した。なお、市から農業委員会への素案の作成依頼について、STEP1の直後（8月）か素案作成の直前（10～11月）のどちらになるかは、今後協議したい。
- （事務局鈴木） 了解した。

### 3. その他

(1) 農地の売買・貸借の仕組みの変更について〔農業公社作成資料〕（北海道農業公社 堀井委員・源常委員より説明）

- （堀井委員） 令和6年度末に公告される地域計画に基づき、令和7年度からは売買・貸借の間に農業公社が入ることとなる。  
現状、売買の場合は手数料がかかり、貸借は手数料がかからない。道費補助の関係上、変更となる可能性はある。  
農業公社が行う事業について、売買の場合の出し手のメリットは、農業公社に土地を売った際に得られる譲渡益に対するの税控除。  
通常の促進計画で農業公社に譲渡した場合は800万円の特別控除、集積計画と同様の控除。  
買い入れ協議という形で、市の要請に基づいて農業公社が土地を買い入れる場合は、1,500万円の特別控除。  
地域計画策定時に特例農用地利用規定に定められた農地は、2,000万円の特別控除。  
受け手のメリットについては、集積計画の際と変更ないため割愛。  
貸借の場合、集落等の単位でまとめて農業公社に貸与し、集積率の大幅な向上や集約化に取り組む地域に支払われる、機構集積協力金という制度がある。道庁の予算取りの関係上予め振興局と調整が必要。
- （源常委員） 地域計画公告以降も農地法第3条の売買は従前どおり可能である。  
売買・貸借の手数料・貸付料については、令和6年4月より既に見直し済だが、即売りのみ地域計画公告後に適用する。  
売買の手数料・貸付料が見直されたことにより、ここを財源としていた経営安定対策助成金という農業公社独自の交付金を廃止する。

#### 【質疑】

- （事務局鈴木） 農地売買等事業の譲渡所得税に係る特別控除について、もう一度説明いただきたい。
- （堀井委員） 買い入れ協議とは、売買の調整の結果、有用な農地が認定農業者の手に渡らない際に、中間管理機構が市からの要請に基づいて買い入れを行うことであり、この場合は1,500万円の特別控除。  
2,000万円の特別控除については、譲渡の相手方を農業公社のみに限定した特例区域を地域計画策定時に設定し、その特例区域内の農地を

促進計画に基づき売買した際に適用されるもの。

- （事務局鈴木） 地域計画策定後は、基本的に農地バンクを利用するため、特例区域を定めた方が良いということか。
- （源常委員） 促進計画の制度以前よりある控除制度が残ったというところ、依然として農地法第3条による売買が可能であるためか定かではないが、2,000万円の特別控除を受けるためには特例農用地利用規定を定める必要があるが、売先の限定以外にも要件があるためそこをクリアできるのかというところ。
- （事務局鈴木） 了解した。

#### （2）次回会議の開催日程について

- （事務局鈴木） 第2回の検討委員会は12月に開催予定、案内を送付する。

#### （3）会議全体の質疑

- （松浦委員） 農地の売買・貸借について、今までは支援センターや農協で売買・貸借の斡旋をしていたが、それらを全て農業公社で行うという事か。
- （堀井委員） 基本的な流れに変更はない。法改正により、売買・貸借の際に農業公社を経由する必要があるということ。
- （松浦委員） 従来 of 売買・貸借の関係だと、農業委員会から資料が来ていたが、そこは変わらないということか。
- （吉田副委員長） 売買・貸借に係る情報については、必ず総会にかかるためその点については変わらない。
- （松浦委員） 了解した。

#### 4. 閉会

令和6年7月30日 議事録確定

石狩市地域計画策定検討委員会

委員長 佐々木 真